

適合証明業務手数料規程

九州住宅保証株式会社

適合証明業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「九州住宅保証株式会社適合証明業務規程」(以下「業務規程」という)に基づき、九州住宅保証株式会社(以下「九州住宅保証」という)が実施する適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(手数料の区分)

第2条 業務規程第4章に規定する手数料の額は、新築住宅(一戸建て等)、新築住宅(共同建て)、賃貸住宅、中古住宅の区分により別に定める。

(新築住宅(一戸建て等)における手数料)

第3条 新築住宅(一戸建て等)の手数料の額は、別表第1に定める申請区分に応じた「(1)基本手数料」の合計に「(2)加算手数料」を合算し、算定する。

(新築住宅(共同建て)における手数料)

第4条 新築住宅(共同建て)の手数料の額は、別表第2に定める申請区分に応じた「(1)基本手数料」に「(2)加算手数料」を合算し、算定する。

(賃貸住宅における手数料)

第5条 賃貸住宅の手数料の額は別表第3に定める申請区分に応じた「(1)基本手数料」に「(2)加算手数料」を合算し、算定する。

(中古住宅(一戸建て等・マンション)における手数料)

第6条 中古住宅(一戸建て等・マンション)の手数料の額は、別表第4に定める申請区分に応じた「(1)基本手数料」に「(2)加算手数料」を合算し、算定する。

(出張費)

第7条 現場検査(現地調査)のために検査員等職員が出張する場合は、第3条から第6条に定める中間・竣工現場検査手数料又は申請手数料に、別表第5に定める出張費を加算する。

(再検査の手数料)

第8条 現場検査(現地調査)後に再度現地で検査(調査)を行う場合の手数料の額は、別表第6に定める。

2 現場検査(現地調査)のために検査員等職員が出張する場合は、第7条に定める出張費を加算する。

(手数料の増減額)

第9条 九州住宅保証は、第3条から第7条に定める手数料の額を、種々の状況を勘案して増減額することができる。

(適合証明書等の再交付手数料)

第10条 九州住宅保証が交付した適合証明書等の再交付手数料の額は、5,500円（消費税込）とする。

(手数料の支払期日)

第11条 申請者が納付する手数料の支払期日は、請求書に定める日とする。ただし、申請者と別途協議により合意した場合には、他の支払期日を取り決めることができる。

(手数料の支払い方法)

第12条 申請者が納付する手数料は、前条の支払期日までに九州住宅保証が指定する銀行口座に振込みの方法で納付する。

2 新築住宅（一戸建て等）の場合は、初回の申請時に一括での納付とする。

(手数料の返還)

第13条 収納した手数料は返還しない。ただし、九州住宅保証の責めに帰すべき事由等により適合証明業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

(規程の改定)

第14条 この規程は、九州住宅保証の判断により事前の予告なく改定することが出来る。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

(施行期日)

1. 適合証明業務手数料規程は、平成16年3月1日から施行する。

(平成21年2月1日改定)

1. 中古住宅における同一棟内の他住戸の適合証明書を活用することで現地調査等を省略できる場合等により一部改定

(平成25年4月1日改定)

1. 手数料一覧表（別表1～4）改定

2. 第2条、3条、4条、5条、6条改定

(平成26年4月1日改定)

1. 消費税率改定により手数料一覧表（別表1～3）改定

2. 第6条 第8条 消費税別表記に改定

(平成27年7月1日改定)

1. 省エネルギー性基準改正により手数料一覧表（別表1～3）改定

(平成29年3月1日改定)

1. 省エネルギー性基準改正により手数料一覧表(別表1～3)改定

(平成30年6月1日改定)

1. BELS評価書活用により手数料一覧表(別表1)改定

(平成31年4月1日改定)

1. 次世代住宅ポイント対象住宅証明書活用により手数料一覧表(別表1)改定

(令和元年10月1日改定)

1. 消費税率改定により手数料一覧表(別表1～3)改定

(令和5年4月1日改定)

1. フラット35技術基準(断熱構造等)の見直し等により改定

(令和7年4月1日改定)

1. 省エネ基準適合義務化に伴う機構省エネ基準等の見直しにより改定

(別表第1) 新築住宅(一戸建て等)における手数料

(消費税込み・単位:円)

適合証明の申請区分		設計検査	中間現場検査	竣工現場検査	合計	
(1) 基本手数料	竣工現場検査からの申請(設計検査及び中間現場検査を省略)					
	性能評価特例 ※1	—	—	11,000	11,000	
	上記以外	建築基準法の確認検査同時申請 ※2	—	—	16,500	16,500
		上記以外	—	—	22,000	22,000
	中間現場検査からの申請 (設計検査を省略)	建築基準法の確認検査同時申請 ※2	—	11,000	16,500	27,500
		上記以外	—	16,500	22,000	38,500
	設計検査からの申請	建築基準法の確認検査同時申請(中間現場検査を省略) ※2	11,000	—	16,500	27,500
		建築基準法の確認検査同時申請 ※2	11,000	11,000	16,500	38,500
		上記以外	16,500	16,500	22,000	55,000
	竣工済特例	建築基準法の確認検査同時申請 ※2	16,500	—	27,500	44,000
上記以外		16,500	—	38,500	55,000	
(2) 加算手数料	構造加算					
	省令準耐火構造(設計登録タイプは除く)	3,300				
	フラット35S基準加算 ※3					
	ZEH・省エネルギー性 ※4	—	—	11,000		
	審査を要する場合に加算	44,000				
	耐久性・可変性(金利Bプランに限る)	5,500	—	—		
	バリアフリー性	5,500	—	5,500		
	耐震性	165,000	11,000	—		
	九州住宅保証以外で交付されている各種証明書等(*)を活用する場合	11,000				
フラット35S基準追加 ※5	5,500					

新築住宅(一戸建て等)における手数料は初回の申請時に一括での納付とする

※1 九州住宅保証から交付された設計・建設住宅性能評価書を活用して、設計検査・中間現場検査を省略する場合に限る

※2 九州住宅保証に建築基準法に基づく確認検査を申請する場合に限る

※3 機構承認住宅(設計登録タイプ)又は各種証明書等(*)を活用して、フラット35S基準(設計検査又は現場検査)を確認できる場合は加算しない

※4 建築基準法に基づく完了検査にて省エネ基準検査を実施しない場合(基準が満たない場合を含む)は、ZEH・省エネルギー性加算手数料を準用し、加算する

※5 フラット35Sの基準項目のうち複数(同一基準項目内で複数のプランを含む)を申請する場合に限る

*各種証明書等:設計・建設住宅性能評価書、省エネ適合性判定通知書、BELS評価書、認定低炭素住宅等であることを証する書類、性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)であることを証する書類、長期優良住宅であることを証する書類、次世代住宅ポイント対象証明書

(別表第2) 新築住宅(共同建て)における手数料

(消費税込み・単位:円)

適合証明の申請区分		設計検査	竣工現場検査(単位:戸)					
			1~5	6~50	51~100	101~200	201~	
(1) 基本手数料	竣工現場検査からの申請(設計検査を省略)		—	33,000	66,000	99,000	132,000	165,000
	性能評価特例 ※1	一般申請		55,000		66,000	88,000	121,000
		マンション登録一括申請	66,000		88,000	121,000	165,000	
	設計検査からの申請		165,000	66,000	88,000	121,000	165,000	220,000
	建築基準法の確認検査 同時申請 ※2	一般申請		66,000		88,000	121,000	165,000
		上記以外	一般申請	121,000	176,000	242,000	330,000	440,000
マンション登録一括申請	121,000		165,000	220,000	286,000			
(2) 加算手数料	構造加算							
	省令準耐火構造(設計登録タイプは除く)		3,300					
	フラット35S基準加算 ※3							
	ZEH	住戸+共用部分	—	110,000				
		共用部分のみ	—	66,000				
	審査を要する場合に加算	住戸+共用部分	220,000					
		共用部分のみ	110,000					
	省エネルギー性 ※4		33,000+3,300/戸	66,000				
	耐久性・可変性(金利Bプランに限る)		55,000	—				
	バリアフリー性		55,000	55,000				
	耐震性		165,000	55,000				
九州住宅保証以外で交付されている各種証明書等(*)を活用する場合		55,000						
フラット35S基準追加 ※5		55,000						

※1 九州住宅保証から交付された設計・建設住宅性能評価書を活用して、設計検査を省略する場合に限る

※2 九州住宅保証に建築基準法に基づく確認検査を申請する場合に限る

※3 機構承認住宅(設計登録タイプ)又は各種証明書等(*)を活用して、フラット35S基準(設計検査又は現場検査)を確認できる場合は加算しない

※4 建築基準法に基づく完了検査にて省エネ基準検査を実施しない場合(基準が満たない場合を含む)は、省エネルギー性加算手数料を準用し、竣工現場検査のみ加算する

※5 フラット35Sの基準項目のうち複数(同一基準項目内で複数のプランを含む)を申請する場合に限る

*各種証明書等:設計・建設住宅性能評価書、省エネ適合判定通知書、BELS評価書、認定低炭素住宅等であることを証する書類、性能向上計画認定住宅(建築物省エネ法)であることを証する書類、長期優良住宅であることを証する書類、次世代住宅ポイント対象住宅証明書

(別表第3) 賃貸住宅における手数料

(消費税込み・単位：円)

適合証明の申請区分		設計検査（1棟あたり、単位：戸）			竣工現場検査（1棟あたり、単位：戸）								
		1～30	31～50	51～	1～10	11～20	21～30	31～50	51～				
(1) 基本手数料	連続建て・重ね建て												
	賃貸住宅融資（省エネ住宅）又はまちづくり融資（賃貸住宅）												
	建築基準法の確認検査同時申請 ※1		33,000	44,000	16,500+	550/戸	33,000	49,500	66,000	99,000	16,500+	1,650/戸	
	上記以外		49,500	71,500	16,500+		1,100/戸	44,000	71,500	99,000	154,000	16,500+	2,750/戸
	賃貸住宅融資（サービス付き高齢者向け住宅）												
	建築基準法の確認検査同時申請 ※1		44,000	55,000	27,500+	550/戸	44,000	60,500	77,000	110,000	27,500+	1,650/戸	
	上記以外		60,500	82,500	27,500+		1,100/戸	55,000	82,500	110,000	165,000	27,500+	2,750/戸
	共同建て												
	賃貸住宅融資（省エネ住宅）又はまちづくり融資（賃貸住宅）												
	建築基準法の確認検査同時申請 ※1		38,500	49,500	22,000+	550/戸	38,500	55,000	71,500	104,500	22,000+	1,650/戸	
上記以外		55,000	77,000	22,000+		1,100/戸	49,500	77,000	104,500	159,500	22,000+	2,750/戸	
賃貸住宅融資（サービス付き高齢者向け住宅）													
建築基準法の確認検査同時申請 ※1		49,500	60,500	33,000+	550/戸	49,500	66,000	82,500	115,500	33,000+	1,650/戸		
上記以外		66,000	88,000	33,000+		1,100/戸	60,500	88,000	115,500	170,500	33,000+	2,750/戸	
(2) 加算手数料	構造加算												
	省令準耐火構造（設計登録タイプは除く）		3,300			—							
	断熱構造等基準加算 ※2												
	賃貸住宅融資（省エネ住宅）		—			66,000							
	審査を要する場合に加算		110,000			—							
	優良な賃貸住宅基準加算 ※2												
	ZEH・省エネルギー性 ※3		—			66,000							
	審査を要する場合に加算		連続建て・重ね建て		110,000			—					
			共同建て		住戸＋共用部分		220,000			—			
					共用部分のみ		110,000			—			
耐久性・可変性（長期優良住宅）		—			—								
安全性・防犯性		3,300/戸			—								
遮音性		1,100/戸			—								
九州住宅保証以外で交付されている各種証明書等（*）を活用する場合		連続建て・重ね建て		11,000			—						
		共同建て		55,000			—						

※1 九州住宅保証に建築基準法に基づく確認検査を申請する場合に限る

※2 各種証明書等（*）を活用して、断熱構造等基準又は優良な賃貸住宅基準（設計検査又は現場検査）を確認できる場合は加算しない

※3 建築基準法に基づく完了検査にて省エネ基準検査を実施しない場合（基準が満たない場合を含む）は、省エネルギー性加算手数料を準用し、竣工現場検査のみ加算する

*各種証明書等：設計・建設住宅性能評価書、省エネ適合判定通知書、BELS評価書、認定低炭素住宅等であることを証する書類、性能向上計画認定住宅（建築物省エネ法）であることを証する書類、長期優良住宅であることを証する書類

(別表第4) 中古住宅(一戸建て等・マンション)における手数料

(消費税込み・単位:円)

適合証明の申請区分		手数料
(1) 基本手数料	一戸建て等・マンション(フラット35・財形住宅融資・借換融資 ※1)	
	通常申請(建築確認日 S56.6.1以降)	110,000
	耐震評価(建築確認日 S56.5.31以前)	165,000
	適合証明書活用 ※2	
	マンション	16,500
(2) 加算手数料	建設住宅性能評価書等(*)活用 ※3	
	一戸建て等・マンション	55,000
(2) 加算手数料	フラット35S基準加算(フラット35維持保全型を含む)	
	Aプラン/Bプラン/維持保全型/ZEH	別途見積り
	フラット35S基準追加 ※4	55,000

※1 フラット35リノベの手数は別途見積り

※2 マンションを申請する場合、同一棟内の他住戸の適合証明書を活用して現地調査を省略できる場合に限る

※3 建設住宅性能評価書等(*)を活用して、フラット35技術基準を確認できる場合に限る

※4 フラット35Sの基準項目のうち複数(同一基準項目内で複数のプランを含む)を申請する場合に限る

* 建設住宅性能評価書等: 新築時の建設住宅性能評価書、新築時の適合証明書、既存住宅の建設住宅性能評価書

(別表第5) 出張費

(消費税込み・単位:円)

業務拠点からおおよその直線距離	出張費(日当+交通費相当)
20kmまで	—
20~50km	5,500
50~100km	11,000
100~150km	16,500
150km~	16,500+交通費実費相当
島しょ部	16,500+交通費実費相当

※ 出張費は検査員等職員1人・回につき上表を適用する

※ 宿泊を要する場合は1名につき1夜あたり11,000円(消費税込み)を加算する

※ 建設地の最寄りの業務拠点(本社:福岡市中央区、北九州支店:北九州市小倉北区)から建設地を管轄する所管行政庁までのおおよその直線距離で算定する(ただし、建設地の最寄りの検査員等職員が現場検査を実施する場合はこの限りではない)

※ 九州住宅保証に建築基準法の確認検査又は建設住宅性能評価を申請し、中間現場検査又は竣工現場検査と他の検査を同時に実施できる場合は出張費を適用しない(ただし、現場の状況等により同時に実施できなかった場合は出張費を追加加算する)

(別表第6) 再検査の手数料

再検査の手数は、当該申請の竣工現場検査手数料とする(ただし、中古住宅は手数料に50%を乗じた額とする)